

まえがき

日本弁護士連合会会長

平山 正剛

高齢者や障がいのある方々の入所施設やグループホームの経営者、職員の方々から次のような声を聞くことがあります。

施設が利用者本人や家族の依頼で本人の現金や預金通帳、印鑑などを預かっている。長年の間に本人が受けた年金が相当多額になっているケースもある。それらのお金を本人の生活の質の向上のために使いたいが、家族の同意を得るのが難しい。また、お金の使い方によっては施設の責任問題になったりすることもあるので、とにかくお金を減らさないようにという消極的な姿勢になってしまう。あるいは、利用者の小口多数の日常的な金銭管理は手間ヒマがかかって職員の負担が重い、管理の手数料を請求していいのだろうか。管理契約を結んだり、管理規程を定める必要はないのだろうか。本人の判断能力がない場合や判断能力が不十分な場合はどうしたらいいのだろうか……等々。

これらの声のように、施設では、本人や家族の依頼で、あるいは依頼はなくても必要に迫られて、利用者の現金等を預かって管理していることが多いと思われます。そして、同時に、その管理上のいろいろな問題で悩んでおられることも多いと思われます。

平成16(2004)年3月、独立行政法人国民生活センターは、全国5000か所の入所施設における金銭管理の実態に関するアンケート結果を発表しました(調査時期2003年10月、有効回収率58.8%。本書資料編に概要を所載)。このアンケート結果からも、施設における金銭管理の実態や多くの問題点が浮かび上がってきました。

そこで、日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会では、上記の国民生活センターの調査結果や委員会内で実施した委員に対するアンケートの結果を踏まえて、この入所施設等における金銭管理に関するQ&A式の冊子(本書)を作成しました。本書は、主に入所施設等の役職員の方々にお読みいただくために作成したのですが、施設に金銭管理を依頼されるご本人、ご家族の参考にもしていただけるものと考えております。

本書が、金銭管理の方法などに悩んでおられる施設関係者の方々、施設を利用されている高齢者や障がいのある方々のお役に立ち、福祉サービスの質の向上の一助になればと願っております。

2006年7月